

## 令和5年第2回尾鷲市議会定例会会議録

令和5年6月6日（火曜日）

---

### ○議事日程（第2号）

令和5年6月6日（火）午前10時開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 議案第34号 令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議  
決について

日程第 3 議案第36号 尾鷲市道路線の変更について  
(提案説明、審議保留)

日程第 4 議案第35号 工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新  
墓地造成工事）  
(提案説明、質疑、委員会付託)

日程第 5 議案第35号 工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新  
墓地造成工事）  
(委員長報告、質疑、討論、採決)

日程第 6 報告第 1号 令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書に  
について

日程第 7 報告第 2号 公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画  
及び予算について  
(報告、質疑)

日程第 8 選挙第 6号 尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙につい  
て

### ○出席議員（8名）

1番 南 靖久	議員	2番 小川 公明	議員
3番 濱中 佳芳子	議員	4番 西川 守哉	議員
7番 内山 左和子	議員	8番 中村 レイ	議員
9番 中里 沙也加	議員	10番 仲 明	議員

○欠席議員（1名）

5番 村田幸隆 議員

○説明のため出席した者

市長	加藤千速君
副市長	下村新吾君
会計管理者兼会計課長	野地敬史君
政策調整課長	三鬼望君
政策調整課調整監	濱田一多朗君
政策調整課調整監	西村美克君
総務課長	森本眞明君
総務課参考事	森下陽之君
財政課長	岩本功君
防災危機管理課長	大和秀成君
税務課長	三鬼基史君
市民サービス課長	湯浅大紀君
福祉保健課長	山口修史君
健康福祉課参考事	世古基次君
環境課長	民部泰行君
商工観光課長	中山幹君
水産農林課長	芝有朋君
水産農林課参考事	千種正則君
建設課長	塩津敦史君
水道部長	神保崇君
尾鷲総合病院事務長	竹平専作君
尾鷲総合病院総務課長	高濱宏之君
教育育長	田中利保君
教育委員会教育総務課長	柳田幸嗣君
教育委員会生涯学習課長	平山始君
教育委員会教育総務課学校教育担当調整監	高田秀哉君
監査委員	民部俊治君
監査委員事務局長	仲浩紀君

○議会事務局職員出席者

事務局長	高芝	豊
議事・調査係長	濱野	敏明
議事・調査係書記	樺田	朋実

[開議 午前 9時58分]

議長（仲明議員）おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は8名であります。よって、会議は成立いたしております。

本日の欠席通告者は、5番、村田幸隆議員は病気のため欠席であります。

最初に、議長の報告ですが、お手元の報告書は朗読を省略し、これより議事に入ります。

本日の議事につきましては、お手元の議事日程第2号により取り進めたいと思いますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第87条の規定により、議長において、2番、小川公明議員、3番、濱中佳芳子議員を指名いたします。

次に、日程第2、議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」及び日程第3、議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」の2議案を一括議題といたします。

ただいま議題となりました2議案につきましては、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長（加藤千速君）登壇]

市長（加藤千速君）令和5年度第2回定例会の開会に当たり、仲明議長をはじめ、新しい議会体制も整い、新たなスタートをされたわけでございますが、議員の皆様と共に市政発展のため全力で取り組んでまいりますので、今後とも市政運営に格別の御協力を賜りますようお願い申し上げる次第でございます。

なお、今回任期を終えられました前議長の小川公明議員には、格別な御交誼を賜りましたことを厚く御礼申し上げますとともに、引き続き市政運営に御協力を賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症については、先月8日から感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザ等が分類されている、いわゆる「5類感染症」に変更されております。

しかしながら、世の中からコロナウイルスがなくなるわけではありませんので、今後も各種の感染症と同様に行政として十分な対応をしていくとともに、一方では、観光来訪客の受入れや情報発信の充実など、集客交流人口の増加に向けて変

化を求め、チャレンジしてまいりたいと考えております。

特に来年度、令和6年度は市制施行70周年、熊野古道世界遺産登録20周年という大きな節目を迎えることとなり、コロナ禍以前のにぎわいを取り戻すことができるよう様々な取組を進めてまいりますので、市民並びに議員の皆様の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げる次第であります。

それでは、議案についての説明に先立ちまして、当面する諸課題の現況説明及び市政の要点を申し述べ、市民並びに議員の皆様の深い御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、おわせSEAモデル構想の推進についてであります。

本年4月21日に開催の全員協議会で報告させていただきました、中部電力による燃料第2ヤードでの「木質バイオマス発電」の事業化につきましては、事業採算性が保てないと理由で、おわせSEAモデル協議会総会の場において取り上げる旨の報告がなされました。

振り返れば、今から5年前の平成30年5月、尾鷲三田火力発電所の事業廃止に当たり、本市と中部電力とで「同発電所用地の有効活用について、相互に協力し、共存共栄の理念に基づき、地域の活性化に努める」とする地域協定を締結しました。

その協力事項の一丁目一番地と言うべき、すなわち、本事業の廃止で本市への経済的な打撃を被ることに対し、真っ先に着手すべき最優先事項は、エネルギーの地産地消、有効活用に関する事であるということは、お互いの共通認識であると確信しております。

そして、本事業の取下げは、尾鷲商工会議所が現在鋭意進めております排熱を活用した陸上養殖事業にも大きな影響を及ぼすことは必至であります。

おわせSEAモデル構想を円滑かつ効果的に推進するために、おわせSEAモデル協議会を本市と尾鷲商工会議所、中部電力の3者で設立し、かんかんがくがくの議論を闘わせながら、実現に向けて取組を進めてきておりますが、やはり土地所有者である中部電力が、今後、単に土地の賃貸借を行うだけでなく、おわせSEAモデル構想を実現させるという社としての強い信念と行動が必要ではないかと、地元自治体の首長として強くその思いを抱いている次第であります。

そして、何より、将来にわたり、この広大な跡地だけを何の利活用もなく、負の遺産としてそのまま残されるのは尾鷲市であります。この跡地問題を先送りすることなく、地域協定の原点に立ち返り、3者がさらなる連携を図り、おわせS

E A モデル構想の実現に向けて、より一層努力を傾注し取り組んでまいる所存でありますので、市民の皆様をはじめ、議員の皆様、関係者の皆様の御理解と御協力を切にお願い申し上げるところであります。

次に、尾鷲総合病院の診療体制についてであります。

本年度より、内科医師 4 名、外科医師 1 名、整形外科医師 1 名を増員し、三重大学医学部、伊勢赤十字病院、松阪中央総合病院、松阪市民病院、済生会松阪総合病院の御協力により、非常勤医師に頼っていた外来体制が何とか常勤医師で対応できる体制を整えました。また、市民の皆様に不安を与えていた救急医療につきましては、常勤医師が従事したことに伴い、伊勢・松阪地区への管外搬送は減少傾向にあります。

そして、4月29日から土曜・日曜日のみで開始いたしました小児救急につきましても、子育て世代の親御さんたちからは、安心感があるとのお声をいただきしております、引き続き対応してまいります。

次に、今月から毎週月曜日に無呼吸症候群を専門にした外来診療を幸治病院長自らが行っております。潜在的な患者が多いとされている中、気になる症状がある方には、この機会に受診をお勧めいたします。

一方で、新型コロナウイルス感染症は、感染症法上の位置づけが 5 類に移行しましたが、ウイルス自体の感染力が弱まったわけではなく、引き続き院内感染防止に努め、安心して受診できる医療提供体制の充実に取り組んでまいりますので、市民の皆様には、身近な病院として御利用いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。

次に、新型コロナウイルス感染症対策についてであります。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが 5 類に変更されたことに伴い、今後の感染症対策は個人や事業者等の判断に委ねられることになります。

しかしながら、換気や手洗いなど、基本的な感染対策は引き続き有効とされておりますので、状況に応じた感染症対策を主体的に実施することや、日頃の健康管理を心がけるなど、引き続き御留意いただきますようお願いいたします。

本年度の接種につきましては、65歳以上の高齢者など重症化リスクの高い方については、春から夏にかけての接種を実施することになっており、先月より既に開始しております。

国の方針では、新型コロナワクチン接種は個別接種での実施が適当であるとされていることから、本市におきましても既に個別接種で実施しておりますが、周

知期間が十分に取れなかったことから、医療機関が限られている須賀利、九鬼・早田、輪内地区の方につきましては、今回の春夏接種に限り、今月中に集団接種を実施いたします。

また、秋冬接種につきましては、現時点では、初回接種が完了している5歳以上の全ての方が対象となっており、順次個別接種で進める予定となっております。

今後におきましても、引き続き、紀北医師会、紀北薬剤師会に御協力をいただきながら、接種を希望される方が安全・安心に接種していただけるよう努めてまいります。

次に、都市基盤整備についてであります。

東紀州地域の道路ネットワークの根幹となる近畿自動車道紀勢線につきましては、現在、国土交通省と本市との連携事業としまして、防災拠点機能とパーキング機能を併せ持つ、「国道42号尾鷲南パーキング」の整備を鋭意進めているところであります。

このたび、関係各位の御尽力により、パーキング機能としての公衆トイレ棟及び道路啓開室、駐車場一部エリアにつきまして、順調に進めば7月末に暫定供用を開始する運びとなりますことを報告申し上げます。

この施設は、平常時は休憩、情報提供施設として、災害時には復旧支援に資する防災拠点としての活用を想定しておりますが、今後、防災利用はもとより、本市の新たな起点としての活用も考慮しながら、全体供用開始に向け、国土交通省と連携しながら関係各位と協議を進めてまいります。

次に、防災対策についてであります。

先月6日に、尾鷲魚市場周辺で開催いたしました「ちびっこ防災フェア」につきましては、12の関係機関の御協力の下、多くの皆様に御来場いただきました。自衛隊や警察、消防などの車両や船舶展示、地震体験、放水体験、ドローン操作体験などを通じ、本市の将来を担う子供たちに防災をより身近に捉えてもらうことができたものと感じております。

また、今月25日には、市内古江町のアクアステーション周辺におきまして、尾鷲市土砂災害総合防災訓練を実施し、土砂災害に対する意識の向上、防災関係機関との連携強化を図り、顔の見える関係性の構築を図ってまいります。

本訓練を通じ、地震、津波だけでなく、毎年各地で甚大な被害が発生している土砂災害に対し、住民の皆様の防災・減災意識の向上を図り、これからのお水期に備えていただきたいと考えております。

次に、商工振興についてであります。

さきの臨時会で議決いただいた尾鷲市プレミアム付商品券及び尾鷲よいとこスタンプ2倍サービスにつきましては、夏休みに入る来月7月21日からの販売開始に向け準備を進めております。

当該事業は5億4,620万円の経済効果を見込んでおり、ここ数年続いたコロナ禍により大きな影響を受けている市民の皆様、事業者の皆様に向け、市内の消費拡大を促し、地域経済の活性化の一助となればという思いで本事業を推進してまいります。市民の皆様におかれましては、ぜひ有効活用していただきますようお願い申し上げます。

また、先月20日に4年ぶりに開催されました「第9回尾鷲旬のコツまみバル」につきましては、市民の皆様をはじめ、市外からのお客様も多数お越しいただき、まちに大きなにぎわいが生まれたところであります。

主催者である尾鷲商工会議所並びに各店舗の皆様の御尽力に感謝を申し上げますとともに、本市といたしましても、当地自慢の食やまち歩きの魅力を生かせる取組を官民一体となって推進してまいります。

次に、観光振興についてであります。

本市の4大イベントに関しましては、新型コロナウイルス感染症が5類に分類されたことに伴い、コロナ禍以前の催しが可能になるものと思っております。

このうち、尾鷲の夏の風物詩であり、記念すべき第70回大会となる「おわせ港まつり」につきましては、8月5日に開催することが決定しております。現在、おわせ港まつり実行委員会が中心となり、尾鷲商工会議所青年部などと共に記念となる新たな催しについて検討を重ねているとの報告を受けております。夏の夜空を彩る迫力満点の大仕掛け花火など、様々な催しを通じて皆様に元気と喜びを届けられるよう、官民一体となって取り組んでまいります。

また、秋以降のイベントとしての「全国尾鷲節コンクール」、「おわせ海・山ツーデーウォーク」、「尾鷲磯釣大会」につきましても、実行委員会の皆様、関係者の皆様と共に、訪れていただいたお客様に喜んでいただけるよう、開催内容等について協議を進めてまいります。

次に、市内小・中学校の学校給食についてであります。

尾鷲市学校給食センターから尾鷲中学校への親子方式による配達を4月10日から実施し、本市の小・中学校全校で学校給食を開始しております。皆様の長年の念願である温かい食事を提供できるようになったことは、生徒の健康維持のた

めの栄養バランスが取れた食事の提供はもちろん、御家庭への負担軽減が図られることとなり、子育てしやすいまちづくりの一助となったものと考えております。生徒からは、「温かくておいしい」という声が聞かれ、保護者の皆様からも、「負担が軽減し、助かっている」というお言葉をいただいております。

また、尾鷲市学校給食センターの設置、運営に関しては、これまで以上の量の給食を作成していただくスタッフや、保護者、議員並びに関係者の皆様には、本事業への御理解と御協力を賜り、改めて厚く御礼申し上げる次第であります。

さらに、さきの臨時会で議決いただきました国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、先月から開始している給食の無償化により、子育て世帯への支援を行うことで、経済的な負担軽減を実施し、安心して子育てできる環境の推進につながるものと考えております。

今後におきましても、子供たちの学習環境の整備など、子育てしやすいまちづくりを一層推進してまいります。

次に、情報発信の取組についてであります。

昨年4月よりスタートしております「第7次尾鷲市総合計画」、そして、本年4月よりスタートしております「尾鷲市教育ビジョン」におきまして、地域課題に主体的に取り組み、未来の尾鷲を託すことのできる「人づくり」を重要なテーマに掲げております。

また、本市は、豊かな自然を有し、人ととのつながりも深く、安心して暮らせるまちを目指す一方で、人口減少、少子高齢化、財政の硬直化等の難しい課題にも直面しております。

これらの課題解決の一つの方策として、本市の魅力発信と関係人口の増加を目的としたキャッチフレーズ「あいうえ尾鷲」と、市内外で活躍される本市にゆかりのある方々を紹介することで魅力の発信と市の知名度の向上を図る「尾鷲人」のコンテンツを市ホームページ及び広報おわせにて先月より公開いたしました。

「あいうえ尾鷲」とは、本市の魅力を発信し、交流人口を増加させるキーワードとして、「あ・愛嬌たっぷり」、「い・生き活き」、「う・うまい」、「え・笑顔あふれる」、「お・尾鷲」を略したキャッチフレーズとして作成したものであります。

また、「尾鷲人」につきましては、市内外で活躍されている本市にゆかりのある方々を紹介することで、魅力の発信、市の知名度の向上を図り、関係人口の増加や人材育成に寄与することを目的とするものであります。

この尾鷲人の方々を紹介することにより、コンテンツを見た子供たちが「自分も尾鷲人のようになりたい」、そういったモチベーションの向上につながることにより、教育ビジョンの基本方針である「次代を切り拓く人財の育成」、「ふるさとへの誇りと愛着を持ち、地域の発展を担う人財の育成」の一助となるものと確信しております。

この「あいうえ尾鷲」及び「尾鷲人」のコンテンツを活用し、尾鷲のよさを発信する魅力発信のみならず、「人財」の育成も含めた取組を一層推進してまいります。

続きまして、今回提案しております議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」の2議案につきまして説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」につきまして説明いたします。

お手元に配付の尾鷲市一般会計補正予算（第3号）主要事項説明の1ページを御覧ください。

今回の補正予算計上額は、予算集計表に記載のとおり、一般会計で1億6,509万7,000円を追加し、これにより特別会計及び企業会計を含めた予算総額を192億2,888万6,000円とするものであります。

まず、歳入について説明いたします。

2ページを御覧ください。

14款国庫支出金1億2,497万7,000円の増額は、低所得世帯支援枠として交付される新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1億2,397万8,000円の増額、及び生活保護業務効率化事業補助金149万6,000円の追加が主なものであります。

15款県支出金30万円の増額は、三重県海岸漂着物等対策事業補助金の追加であります。

18款繰入金1,452万円の増額は、今回の補正財源として財政調整基金から繰り入れるものであります。

20款諸収入1,630万円の増額は、中村山公園トイレ整備工事に対する地域づくり助成事業助成金1,000万円、及び一般コミュニティ助成事業助成金460万円の追加が主なものでございます。

21款市債900万円の増額は、中村山公園トイレ整備工事に対する都市公園事業債の追加であります。

次に、歳出について説明いたします。

3ページを御覧ください。

各款別の補正額は、一覧表に記載のとおりであります。

このうち、主なものについて、次のページで説明いたします。

4ページを御覧ください。

まず、総務費の防災費では、市内1地区に対する地域防災組織育成助成事業補助金150万円の追加、コミュニティセンター費では、市内2地区に対する一般コミュニティ助成事業補助金460万円の追加であります。

次に、民生費の生活困窮者自立支援事業費では、物価高騰に対する支援として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯当たり一律3万円を給付する物価高騰対策生活支援給付金1億2,000万円のほか、通信運搬費103万2,000円、システム改修委託料292万6,000円の追加が主なものであります。

生活保護総務費では、制度改正に伴うシステム改修委託料299万2,000円の増額が主なものであります。

次に、衛生費の塵芥処理施設費では、入札による額の確定により、尾鷲市ストックヤード整備基本計画策定業務委託料236万6,000円を減額するものであります。

次に、農林水産業費の水産振興費では、養殖魚の研究用飼料等としての消耗品費17万8,000円の増額、漁港管理費では、漁港漂着物処理業務委託料37万5,000円の追加であります。

次に、土木費の公園費では、老朽化した中村山公園のトイレ整備工事請負費1,900万8,000円の追加であります。

5ページを御覧ください。

教育費の事務局費では、スクールバスの置き去り防止対策として、車内確認ブザーシステム購入費44万6,000円の追加、小学校の学校管理費では、向井小学校の高圧受電設備修繕料234万円の増額であります。

運動場管理費では、国市浜公園に係る避難路概略検討業務委託料1,100万3,000円の追加であります。

体育文化会館管理費では、体育文化会館の使用を中止したことに伴う管理経費の減額が主なものであります。

議案書にお戻りいただき、3ページを御覧ください。

議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」につきましては、県において、市道の一部である県所有地を所有権移転することから、その市道の一部を廃止し、路線の変更を行うため、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第34号「令和5年度尾鷲市一般会計補正予算（第3号）の議決について」と議案第36号「尾鷲市道路線の変更について」の2議案の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

議事日程に従い、審議は留保といたします。

次に、日程第4、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案は、朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきまして説明いたします。

議案書の2ページを御覧ください。

議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、造成地の土質状況等により工事の施工内容に変更が生じ、契約金額を増額する必要があることから、変更契約を締結するに当たり、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上をもちまして、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」の説明とさせていただきます。よろしく御審議いただき、御承認賜りますようお願い申し上げます。

議長（仲明議員） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

2番、小川公明議員。

2番（小川公明議員） それでは、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」について質疑させていただきます。

本工事の変更につきましては、本年1月30日の行政常任委員会、また令和5年第1回定例会における南議員の質疑や行政常任委員会で説明はありましたが、今回上程されている変更契約はスライド条項の適用がなされているのかどうか、また、なされていないのならば、再度この変更契約の議案を上程されるのか、お答えください。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、建設課から説明させていただきます。

今回上程しております議案第35号の工事請負変更契約につきましては、変更後の契約金額には、物価上昇等に伴うスライド額は含まれておりません。

また、この契約条項に基づく物価上昇等に係るスライド対応につきましては、県の運用によりますと、受注者からの請求により手続が始まるものとなっております。

受注者からは、本年3月1日付でインフレスライドに係る請求がございました。ですので、基準日を翌日の3月2日として、現地のほうの確認を行っております。

ただ、県の運用の中でスライド額は協議により確定するものとなっております。その変更契約につきましては、精算変更時点で行うことと書かれており、受注者との協議の中でスライド額の協議を開始する日を本年の11月とさせていただいております。

そういうことから、今回の仮変更契約の中には含めず、再度、精算変更時点に変更契約議案を上程させていただきたいと考えております。

以上です。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 次に、令和5年第1回定例会におきまして、墓地移転工事の工事請負費の増額予算の議決がなされました。その後、今回の変更契約議案の上程まで、なぜこれだけの期間を要することになったのかについて御説明ください。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、建設課から説明させていただきます。

令和5年度の第1回定例会におきまして増額の議決をいただいておりますが、それから約1か月半後の5月15日に仮変更契約のほうを締結しております。

この締結に際しましては、受注者と協議の上、監督員が積算基準等に基づき、

数量や単価等を精査し、積算のほうを行っております。本工事は工種等が多く、その積算作業に時間要した結果、変更契約議案が現在に至ったということになっております。

以上です。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 最後に、仮契約が5月15日に締結されたということを言わされましたけれども、本契約締結までに工事を進めることに、制度上、手続上、問題はなかったのか。問題がないということであれば、その理由をお示しください。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） それでは、説明いたします。

令和4年度の第3回の定例会におきまして、本工事の当初契約につきまして議決をいただいたところでございます。現在、当初契約額の範囲内で工事を進めさせていただいている所です。

今回上程いたしました変更契約につきましては、契約の目的そのものを変更する内容ではないことを踏まえまして、工事を中断するまでの必要性はないと認識しております。

以上です。

議長（仲明議員） 2番、小川議員。

2番（小川公明議員） 最後と言ったんですけど、先ほど、工事を中止するまで必要ないと認識しているということなんですかけれども、私の聞きたいのは、本契約締結までに工事を進めることに対して問題はないのか。手続上問題はないのか、あるのか。ただ、あるのか、ないのか、それだけお答えください。

議長（仲明議員） 建設課長。

建設課長（塩津敦史君） 今回の変更部分につきましては、国のガイドラインほか、市の顧問弁護士等にも確認しておりますので、最終的に市としては問題ないと認識したところでございます。

以上です。

議長（仲明議員） よろしいですか。

2番（小川公明議員） はい。

議長（仲明議員） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、お手元に配付の議案付託表のとおり、会議規則第37条第1項の規定により、所管の行政常任委員会に付託したいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、議題となっております議案第35号は所管の行政常任委員会に付託することに決しました。

ここで暫時休憩し、ただいま付託されました議案を審査していただくため、第二・第三委員会室において行政常任委員会を開催していただきますので、よろしくお願ひをいたします。

それでは、暫時休憩いたします。

〔休憩 午前10時32分〕

〔再開 午前11時32分〕

議長（仲明議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、日程第5、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を議題といたします。

ただいま議題となりました議案につきましては、所管の行政常任委員会に付託して御審査願っておりますので、その経過並びに結果について、委員長の報告を求めます。

行政常任委員長、南靖久委員長。

〔1番（南靖久議員）登壇〕

1番（南靖久議員） 行政常任委員会に付託されました議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」、以上1件につきまして、委員会における審査の経過並びにその結果について御報告申し上げます。

先ほど、市長、副市長、市民サービス課長、建設課長らの出席を求め、詳細に説明聴取を行い、慎重に審査いたしました結果、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しましたので、御報告を申し上げます。

なお、当該議案の審査におきまして、今回のように速やかに議決を要する議案につきましては、事前にさらに詳細な資料の提出が必要という指摘、要望等がございましたので、今後、執行部におかれましては、議会に対して丁寧な説明、対

応及び速やかな報告に御留意していただきますよう、当委員会といたしまして強く要望をさせていただきます。

以上をもちまして、行政常任委員長の委員長報告とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

議長（仲明議員） 以上で委員長の報告は終了いたしました。

これより委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

ただいまのところ討論の通告はございません。討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより採決を行います。

日程第5、議案第35号「工事請負変更契約について（折橋墓地移転に伴う新墓地造成工事）」を採決いたします。

本議案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

（挙手多数）

議長（仲明議員） 挙手多数であります。よって、議案第35号は原案のとおり可決をされました。

次に、日程第6、報告第1号「令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」及び日程第7、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」の報告2件を一括議題といたします。

ただいま議題となりました報告2件は、朗読を省略し、直ちに説明を求めます。市長。

〔市長（加藤千速君）登壇〕

市長（加藤千速君） それでは、報告案件について説明いたします。

議案書の5ページを御覧ください。

報告第1号「令和4年度尾鷲市一般会計繰越明許費繰越計算書について」につきましては、感染症予防対策事業をはじめとする令和4年度尾鷲市一般会計予算

の繰越明許費について、翌年度への繰越額及び財源内訳を地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき報告するものであります。

なお、感染症予防対策事業につきましては、令和5年度第1号補正予算において、新型コロナワクチンの追加接種費用を計上した際に、事務処理上の理由から予算を一本化したため、翌年度繰越額がゼロ円となりましたことを併せて報告いたします。

次に、7ページの報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」につきましては、生涯学習課長から説明いたさせますので、よろしくお願ひいたします。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

〔教育委員会生涯学習課長（平山始君）登壇〕

教育委員会生涯学習課長（平山始君） それでは、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」につきまして説明いたします。

令和5年度事業計画及び予算の1ページを御覧ください。

公益財団法人尾鷲文化振興会の概要であります。

ここは、設立目的や基本財産、事業内容、役員構成等が記載されており、これに基づき運営されております。

次に、2ページを御覧ください。

尾鷲文化振興会の基本方針を記載させていただいております。

次に、3ページ、4ページには、令和5年度事業計画として、理事会の開催予定及び評議員会の開催予定をそれぞれ記載しております。

次に、5ページを御覧ください。

本年度の事業計画ですが、音楽コンサートや「せぎやま倶楽部」の文化芸術展や舞台技術講習会、共催事業として「教育文化事業」及び「第36回全国尾鷲節コンクール」、その他、大ホール開放イベントや映画会などを中心とした計画となっております。

次に、7ページを御覧ください。

収支予算書であります。

まず、収入の部では、主なものといたしましては、基本財産運用益1万円で、これは定期預貯金利息収入であります。

事業収益757万円は、入場料等収益257万円、貸館利用料収益490万円が主なものであります。

予算減額の主な要因は、今年度は新型コロナウイルス感染症ワクチン接種会場としての貸館利用料収益の減少が見込まれることによるものであります。

次に、管理受託収益が4,434万9,000円で、これは尾鷲市との指定管理に基づく会館の管理受託収入で、予算減額の主な要因は、指定管理料の見直しによるものであります。

収入の部、合計は5,193万1,000円であります。

次に、8ページを御覧ください。

支出の部、事業費であります。

このうち主なものは、臨時雇用賃金1,090万7,000円は職員4名分、福利厚生費170万円は職員4名分の社会保険事業主負担分で、増減の主な理由は、職員人件費見直しによる勘定科目の変更及び減額であります。

光熱水費945万円は会館の電気代及び水道代、賃借料83万4,000円は映画上映賃借料等であります。

委託費1,729万9,000円は自主事業公演委託費等で、予算増減の主な要因は、事業収益の貸館利用料収益の減少が見込まれることから、自主事業の事業費の公演料に係る委託費を減額したことによるものであります。

手数料210万2,000円は浄化槽保守点検等であります。

事業費予算合計は4,522万4,000円であります。

次に、9ページを御覧ください。

管理費のうち主なものは、臨時雇用賃金277円は職員1名分の賃金、委託費129万6,000円は会館保守管理業務委託費であります。

管理費予算合計は640万8,000円であります。

支出の合計は5,163万2,000円となり、前年度と比較しますと468万2,000円の減額となります。

10ページから11ページは、正味財産増減計算ベースでの收支予算書であります。

以上をもちまして、報告第2号「公益財団法人尾鷲文化振興会の令和5年度事業計画及び予算について」の説明とさせていただきます。

議長（仲明議員） 以上で報告は終わりました。

これより報告に対する質疑に入ります。

ただいまのところ質疑の通告はございません。質疑はございませんか。

3番、濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） 通告なしで聞きますので、明確な答弁をいただけるのかどうか、ちょっと不安はあるんですけれども。

資料の8ページ、事業費の減額分の中に館長職員の減額があるんですね。先ほど、いろいろ見直しがあったり、予算の入替えがあつたりというふうなことがあつたんですけども、この館長という立場の責任をどういった形で今年度は考えておられるのか、もう館長という職を置かないのか。その辺り、ちょっと御説明、聞かせていただけますか。

議長（仲明議員） 生涯学習課長。

教育委員会生涯学習課長（平山始君） ただいまの御質問にお答えします。

今年度につきましては、先ほど御指摘ございましたように、事業費の中でこれまで給与手当としてございました館長職分の給与を全額皆減ということで、こちらのほうを臨時雇用賃金等への振り分けという形になっております。

手当等の改定に至った理由でございますけれども、昨年度まで館長職として務めていただいた館長さんは、今年度も引き続き館長職として引き続き業務のほうを行っております。ただ、後継の館長ということではなく、市で申し上げますと、いわゆる再任用制度の終了以後ということで、今回、賃金等の見直しを行い、会計年度職にしたのを積算で今年度の事業の中へ事業費として組み込んでいただいているというような状況もございます。

ただ、業務につきましては、これまで同様というところを担っていただかなければならぬというところはございますけれども、今年度からはこのようなちょっと賃金形態、金額的には減額という状況ではございますけれども、引き続き同様の内容でやっていただくということで協議のほうをさせていただき、今回の予算計上に至ったというところではございます。

議長（仲明議員） 3番、濱中佳芳子議員。

3番（濱中佳芳子議員） すみません、突然の質問でしたので。

やはり責任の所在をはっきりしなければならないような事例が起らなければいいことかなとは思うんですけども、そういった肩書をつけている方、その方がいないことで、そういうことがあったときの責任の所在さえきちんとやり取りができていれば、それは理解するところだと思います。その辺りは確実に確認を、今後、事業が進む中ではしておいていただければなと思います。

以上で結構です。

議長（仲明議員） よろしいですか。

3番（濱中佳芳子議員）　はい。

議長（仲明議員）　他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員）　ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ただいまの議題につきましては、報告案件でございますので、これをもって終結いたします。

次に、日程第8、選挙第6号「尾鷲市選挙管理委員会委員及び補充員の選挙について」を議題といたします。

事務局長をして、お手元に配付の議案の朗読をいたさせます。

事務局長。

（事務局長　朗読）

議長（仲明議員）　本件につきましては、ただいま朗読のとおり、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が本年7月3日をもって満了となりますので、地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、議会において選挙管理委員会委員及び補充員をそれぞれ選挙することになっております。

選挙の方法は、地方自治法第118条第2項により、投票に代えて指名推選の方法を用いることになります。

お諮りいたします。

選挙の方法は指名推選によりたいと思いますが、これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員）　御異議なしと認めます。よって、指名推選によることに決定いたしました。

次に、指名の方法についてお諮りいたします。

指名につきましては、議長において指名いたしたいと思います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（仲明議員）　御異議なしと認めます。よって、議長において指名することに決定いたしました。

それでは、指名いたします。

選挙管理委員会委員には、梅本和孝さん、内山志貴子さん、濱野薰久さん、吉澤恵美さん、以上4名の方々を、補充員には、中野祥子さん、水谷彰子さん、山本和夫さん、内山雅善さん、以上4名の方々を当選人と定めたいと思います。こ

れに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（仲明議員） 御異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

なお、委員中に欠員が生じました際の補充員からの繰上げの順序は、ただいま発表いたしました順序によるここといたしますので、御了承願いたいと思います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

以後、お手元の会期日程表のとおり、明日 7 日水曜日から 9 日金曜日まで議案調査のため休会とし、12 日月曜日午前 10 時より本会議を開きますので、よろしくお願ひをいたします。

本日はこれにて散会いたします。

[散会 午前 11 時 50 分]

地方自治法第 123 条第 2 項の規定に基づき下に署名する。

尾鷲市議会議長 仲 明

署名議員 小川公明

署名議員 濱中佳芳子